

事項	イベント等の共催に当たっての具体的な考え方(注1・2)
目的 (教育と営業の 分離)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融経済教育の普及・推進(金融リテラシーの向上)を目的とするイベント等であること。 ✓ 個別商品・サービス等の推奨・販売、営利活動を目的とするものでないこと。
報酬・ 費用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当機構(J-FLEC)へ報酬等(講演料・講師費用)が提供されるものでないこと。 ✓ 当機構(J-FLEC)の役職員が飲食物の提供を受ける場合には、金額が過度でないこと。
規模・ 参加費用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 参加予定人数が10人以上のイベント等であること。 ✓ 参加者に参加料を求める場合には、金額が過度でないこと(必要に応じ、収支見込等を確認する)。
中立性・ 公正性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウェブサイト等で広く参加者を募るものであること。 ✓ イベント等の内容、運営方法、案内表示等を踏まえ、個別商品・サービス等の推奨・販売、営利活動を目的とするものと受け取られるおそれがないこと(注3~5)。 ✓ 当機構(J-FLEC)が共催者となることや、当機構(J-FLEC)の役職員が登壇すること等により、特定の企業・団体等の営利活動に一体となって協力している、または、特定の企業・団体等を優遇しているとの一般の参加者の疑念又は誤解を招くおそれがないこと。

注1:「イベント等」とは、広く不特定の参加者を募ることにより開催されるイベント、セミナー、講演会等をいいます。
 特定の参加者(特定の学校・企業・団体等に所属する参加者)を念頭に置いて当機構(J-FLEC)の講師派遣(出張授業・講義)をご利用される場合(例:学校における授業、企業等の職場内研修・福利厚生セミナー、取引先等の勉強会)には、別途定めた「講師派遣等に関するQ&A」をご参照ください。
 なお、イベント等においてJ-FLEC講師の登壇を組み込む場合には、本考え方を適用いたします。

注2:「共催」とは、当機構(J-FLEC)が主催者とともにイベント等の企画・内容に関与し、当機構の名称を主催者又は共催者として表示するものをいいます。その他、共催の形態をとらず、協力、後援など当機構(J-FLEC)の関与の程度が低い形態や、企業・団体等が単独で主催するものにJ-FLEC講師が登壇する形態については、本考え方を踏まえ、個別に検討・運用いたします。
 (※次ページに続く)

注3:「イベント等の時間」とは、イベント等の開始から終了までのプログラム全体の時間をいい、当機構(J-FLEC)の関係者(J-FLEC講師を含む。以下同じ。)が登壇している時間のみならず、登壇していない時間も含まれます。共催であるか否かにかかわらず、当機構(J-FLEC)の関係者が登壇する時間は、「教育と営業の分離」の考え方の下、金融経済教育を行う時間であり、営業活動(例:特定の商品等の推奨・販売)が行われることのないようにしてください。また、当機構(J-FLEC)との共催の形態で実施するイベント等の時間において、企業・団体等の概要の説明(例:いわゆる企業案内、特定の商品等の推奨・販売を目的としないパンフレットの配布等)を行う場合には、営業活動とならないようご注意ください。

なお、共催以外の形態において、イベント等の時間内に企業・団体等による商品・サービスの紹介その他営業活動に該当し得る内容が含まれる場合には、当機構(J-FLEC)は当該営業活動に関与しません。当機構(J-FLEC)としては、参加者のニーズを踏まえるとともに、中立・公正な立場から、当該イベント等のうち金融経済教育を行う時間に限り関与することが考えられます。その際には、金融経済教育を行う時間と営業活動が行われる時間とが明確に区分され、参加者の誤認のおそれがないことを丁寧かつ慎重に確認した上で、当機構(J-FLEC)の関与の可否及び方法を個別に検討・運用いたします。

注4:「イベント等の時間」の前後において、企業・団体等が、参加者のニーズを踏まえた機会として、相談等(イベント等とは別に企業・団体等が単独で実施するセミナー、個別相談、商品・サービスの紹介その他営業活動に該当し得るものを含む。以下同じ。)の機会を提供する場合があります。

この場合において、相談等がイベント等の一部又は金融経済教育推進機構(J-FLEC)の活動であると受け取られ、当機構(J-FLEC)の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれがあるときは、当機構(J-FLEC)はイベント等の共催を行うことはできません。

このため、イベント等の共催に当たっては、一般の参加者が合理的に見て、相談等がイベント等とは明確に区分され、別の活動として実施される必要があり、例えば次のような措置が講じられることが考えられます。

- ・相談等がイベント等とは別の活動であることを明示すること。
- ・相談等の実施主体が企業・団体等であって金融経済教育推進機構(J-FLEC)でないことを明示すること。
- ・相談等の利用・参加が任意とされていること(企業・団体等が参加者の意に反する誘導を厳に行わず、また退出の自由が確保されていること)。

なお、共催以外の形態における取扱いについては、注3及び上記の考え方を踏まえ、参加者の誤認のおそれがないこと等を丁寧かつ慎重に確認した上で、個別に検討・運用いたします。(※次ページに続く)

注5: 個人情報には以下に従って適切にご対応ください。

- ・イベント等の参加者募集に当たり参加者の個人情報を取得する場合には、取得主体及び利用目的を明示するとともに、当該個人情報をイベント等の運営に必要な範囲に限り利用するものとし、営業活動その他これに類する目的に利用しないこと。
- ・なお、相談等において参加者の個人情報を取得する場合には、当該相談等が企業・団体等の活動であることが参加者に明確となるよう、取得主体を適切に表示すること。
- ・個人情報は関係法令等に基づき適切に取り扱うこと。

【補足】上記は発行時点での整理であり、今後の運用を踏まえて更に改善すべき事項がある場合には、改訂等を進めてまいります。